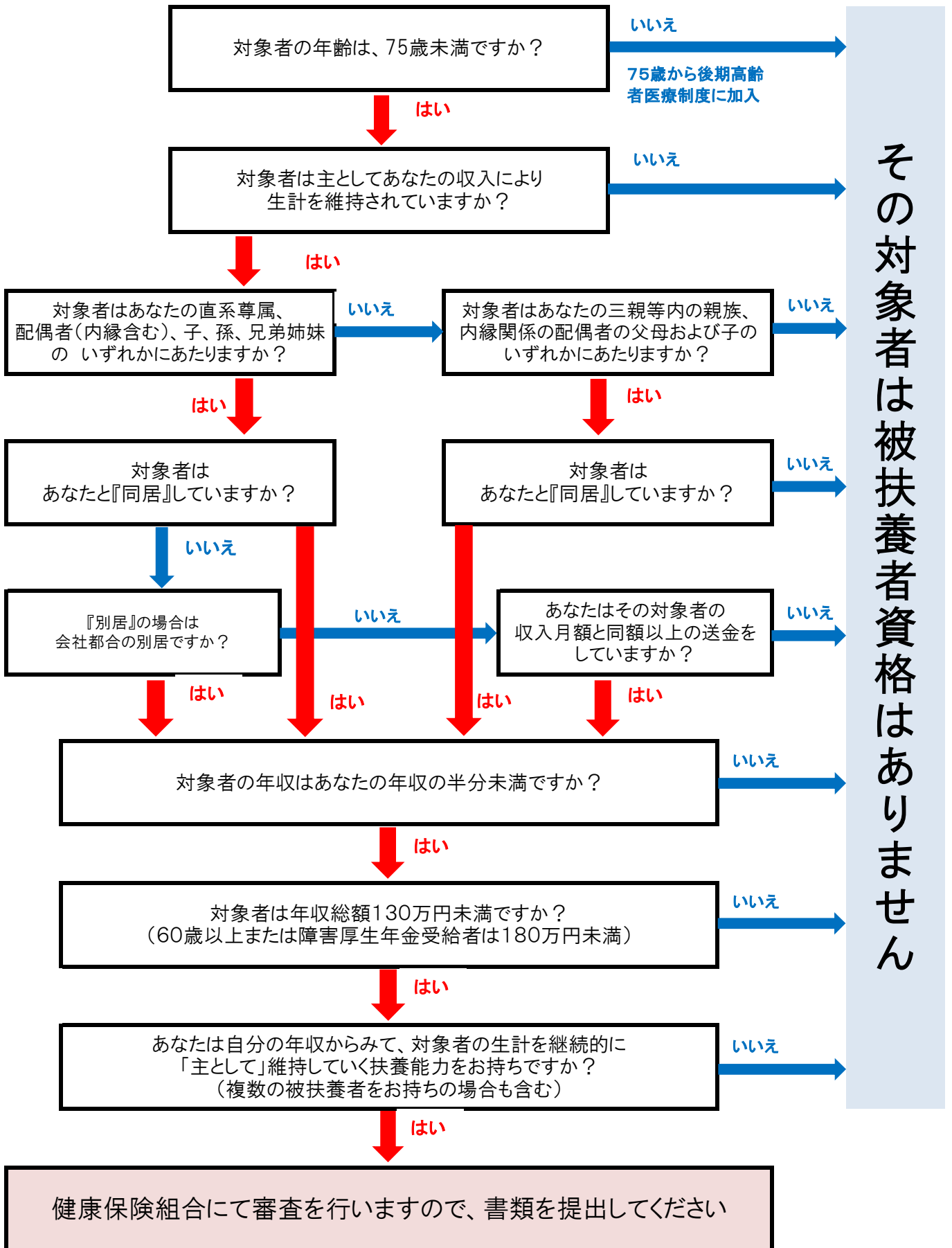


扶養認定自己診断フローチャート



- 主として生計を維持するとは、対象者の生活費の半分以上を被保険者の収入によって賄っている状態のこと。
- 障害者の方とは、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する方とします。
- 年収130万未満とは、月額108,333円以下・日額3,611円以下のこと。
- 年収180万未満とは、月額149,999円以下・日額4,999円以下のこと。